

障害者総合支援法について H26 年 4 月より一部追加で施行される内容を示しました。

障害者総合支援法(H26年4月1日施行分)

障害者支援区分の創設

➤ 名称変更

「障害の程度(重さ)」ではなく標準的な支援の必要の度合を示す区分であることを明確にする

➤ 一次判定(コンピュータ)の計算式の変更

2次判定変更率(身体;17.9%、知的;40.7%、精神;44.5%)を改善

➤ 調査項目の見直し

106項目⇒80項目(追加6項目、統合14項目⇒7項目、削除25項目)

選択肢の統一、評価法の見直し



平成26年4月以降の申請分より摘要(他は更新時より摘要)

障害者に対する支援

➤ 重度訪問介護の対象拡大

知的障害または精神障害の追加



医療機関と事業者との連携
(会議・連絡調整)

➤ 共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化 ハード面での設置基準の緩和

➤ 地域移行支援・地域定着支援

障害程度区分から障害支援区分への名称変更および定義の改正

- 130 疾患と慢性関節リウマチ

障害者の範囲の見直し

- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。
【平成25年4月1日施行】

- ➡ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- ➡ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供可能になる。
- ➡ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

《現状》

- ★ 障害者自立支援法における支援の対象者は、以下のとおり。

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ・ 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者を含み、知的障害者を除く。)

- ★ 身体障害者の定義 永続し、かつ一定以上の障害があるものを対象

身体障害者の範囲 身体障害者福祉法別表に限定列挙

⇒症状が変動しやすいなどにより難病患者等が障害福祉サービスの支援の対象外となる場合がある。

- ★ 難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付)

事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助(平成24年度予算:2億円、健康局予算事業)

難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象

- 障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。

認定調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

① 認定調査項目の追加

○特に、知的障害、精神障害や発達障害の特性をより反映するため、以下の認定調査項目（6項目）を追加。

新規	健康・栄養管理	「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価
	危険の認識	「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価
	読み書き	「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価
	感覚過敏・感覚鈍麻	「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」を確認
	集団への不適応	「集団に適応できないことの有無やその頻度」を確認
	多飲水・過飲水	「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」を確認

※その他、既存の認定調査項目における評価内容（評価範囲）の見直しを実施。（以下、主な見直し項目を例示。）

食事	▶	食事開始前の食べやすくする支援も評価	視力・聴力	▶	全盲・全ろうも評価（選択肢の追加）
行動上の障害	▶	行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度も含めて評価			

② 認定調査項目の統合・削除

○認定調査時における障害者等の負担軽減を図るため、評価が重複する認定調査項目等を統合（14項目→7項目）・削除（25項目）。

統合	上衣の着脱	洗身	調理	意思の伝達	独自の意思伝達	被害的	大声を出す
	ズボン・ボウタイの着脱	入浴準備・後片付け	食事の配膳・下膳	指示への反応	説明の理解	疑い深く拒否的	通常と違う声
	衣服の着脱	入浴	調理	コミュニケーション	説明の理解	被害的・拒否的	大声・奇声を出す

削除	麻痺（5項目）・拘縮（6項目）	じょくそう以外の皮膚疾患	飲水	洗顔	整髪
	つめ切り	毎日の日課の理解	生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう
	今の季節を理解	場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

③ 判断基準の見直し

○「できたりできなかったりする場合」の「できない場合（支援が必要な場合）」を評価するため、判断基準を見直す。

障害程度区分

「できたりできなかったりする場合」は、「より頻回な状況」に基づき判断。

障害支援区分

「できたりできなかったりする場合」は、「できない状況（支援が必要な状況）」に基づき判断。

「できない状況」に基づく判断は、運動機能の低下に限らず、
 ・「知的・精神・発達障害による行動上の障害（意欲低下や多動等）」や
 ・「内部障害や難病等の筋力低下や易疲労感」等によって「できない場合」
 ・「慣れていない状況や初めての場所」では「できない場合」を含めて判断。

できたりできなかったりする場合の
頻度等は「特記事項」に記載

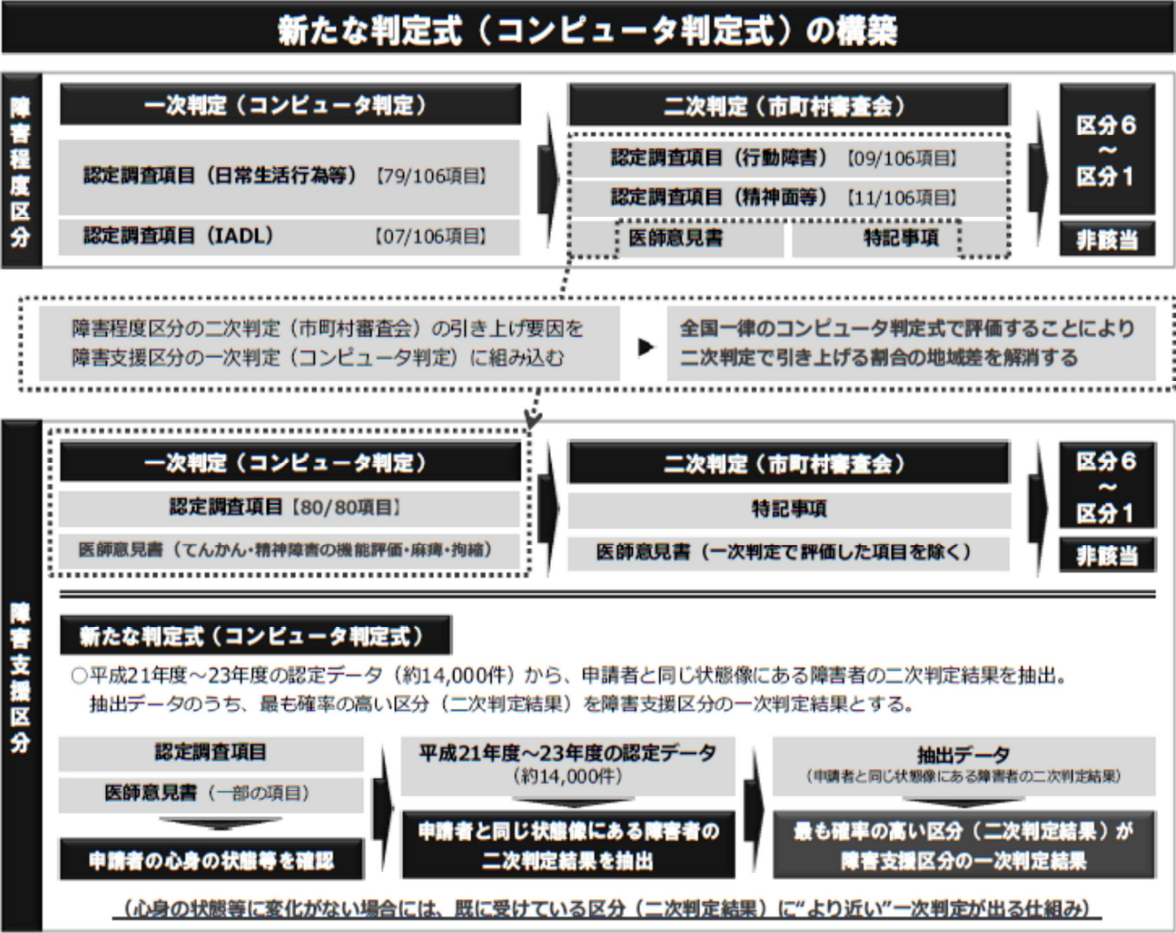
一次判定（コンピュータ判定）で評価

二次判定（市町村審査会）で評価

④ 選択肢の統一

○関連する認定調査項目の選択肢を統一するとともに、見守り等の支援も評価するなど、評価内容（評価範囲）を見直す。

身体介助関係	日常生活関係	行動障害関係
1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要
2. 見守り等の支援が必要	2. 部分的な支援が必要	2. 希に支援が必要
3. 部分的な支援が必要	3. 全面的な支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要
4. 全面的な支援が必要		4. 週に1回以上の支援が必要
		5. ほぼ毎日（週に5日以上）の支援が必要
見守りや声かけ等の支援によって 行為・行動ができる場合も評価	普段過ごしている環境ではなく 「自宅・単身」の生活を想定して評価	行動上の障害が生じないための支援や 配慮、投薬の頻度も含めて評価



重度訪問介護の対象に精神障害者、知的障害者を追加

区分 4 以上で行動関連項目 10 点以上（現行の 8 点に相当）。

障害者に対する支援(①重度訪問介護の対象拡大)

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大する予定

（参考）現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
（ 対 象 者 ）	・ 重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
（ サ ー ビ ス 内 容 ）	・ 身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・ 長時間の利用を想定	・ 行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・ 8時間までの利用を想定
（ 報 酬 単 価 ）	・ 1,403単位 （7.5時間以上8時間未満）	・ 2,487単位 （7.5時間以上）
（ 介 助 者 資 格 ）	・ 20時間の養成研修を修了	・ 知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
（ 研 修 内 容 ）	・ 介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・ 障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

ケアホームのグループホームへの一元化

介護サービスについては、現行のケアホームと同様に当該事業所の従業員が提供しなければならなかったが、サテライト型住居の創設により、グループホームの事業所はアレンジメント（手配）のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託が可能となった。また、本体住居から 20 分以内の距離で認められる。

障害者に対する支援（②共同生活介護の共同生活援助への一元化）

（ケアホーム）

（グループホーム）

- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。

【平成26年4月1日施行】

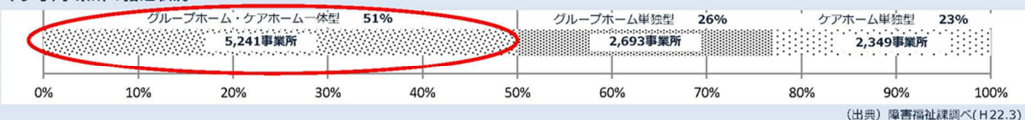
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点から**ケアホームをグループホームに一元化**。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、**入浴、排せつ又は食事の介護**その他の日常生活上の援助を提供。

（参考）事業所の指定状況



◎ グループホームへの一元化に併せて、次の運用上の見直しを検討

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、**外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行うこと**を検討。

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、**本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組み**の創設を検討。

サテライト型住居の場合、基本サービス（計画作成＋家事援助＋生活相談）は包括報酬、家賃・食費などは自己負担として、グループホーム事業者が提供する。受託居宅介護サービス（居宅介護）は利用料に応じた報酬として、供託介護事業者が提供する。

地域移行支援の対象に保護施設、矯正施設などを退所する障害者を追加

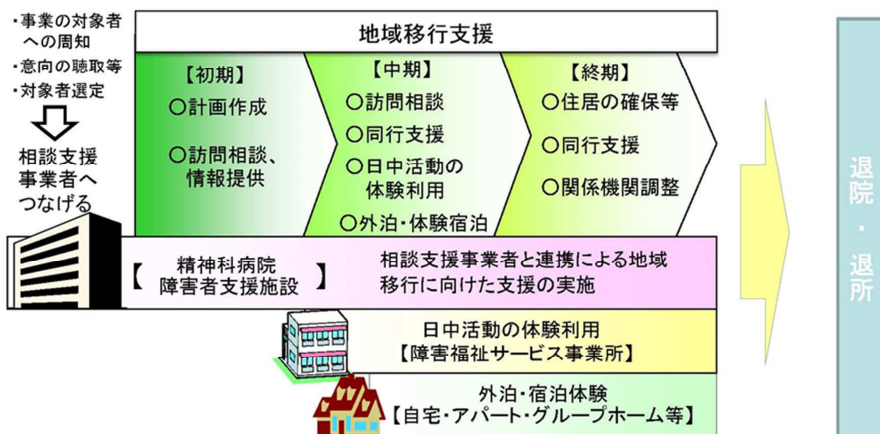
障害者に対する支援（③地域移行支援の対象拡大）

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、**その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの**を追加。

【平成26年4月1日施行】

- ➡ 厚生労働省令で定める対象となる者の具体的な範囲については、施行に向けて検討
※重点的な支援を行うことで地域生活に円滑に移行できることが期待される者として、**保護施設、矯正施設等を退所する障害者**などに対象拡大する予定

（参考）地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



障害者に対する支援(④地域生活支援事業の追加)

市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。

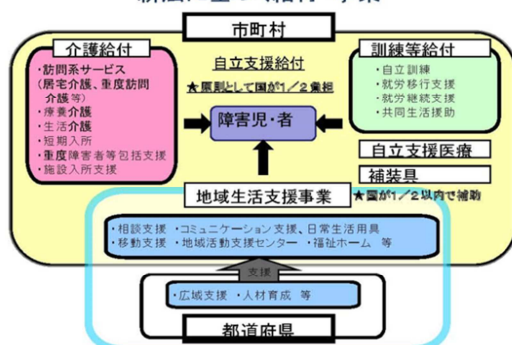
- ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ④ 意思疎通支援を行う者の養成

また、意思疎通支援を行う者の養成又は派遣のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業について、都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業に追加。

【平成25年4月1日施行】

➡ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化

新法に基づく給付・事業



《地域生活支援事業の概要》

・事業の目的
障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。

・財源

補助金（一部交付税措置あり）

※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国 1 / 2 以内で補助

【市町村事業】 国 1 / 2 以内、都道府県 1 / 4 以内で補助

・予算額

22年度	23年度	24年度
440億円	⇒ 445億円	⇒ 450億円